

○指名停止措置について

①指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
大新東株式会社	代表取締役 保永 茂樹	東京都調布市 調布ヶ丘 3-6-3	令和 8 年 6 月 9 日から 令和 8 年 7 月 8 日まで (1 月)

②指名停止の措置の範囲

安来市が発注する物品の売買等について、指名停止措置とする。

③指名停止に係る事実概要等

内閣府の官用車運行管理業務において令和 8 年 1 月 22 日所属する運転士が交差点で多重事故を発生させ死傷者を出した。

上記が、準用する安来市物品の売買等入札参加者指名停止当措置要綱別表第 2 第 7 号に該当するため指名停止を行う。

なお、指名停止措置の期間は 1 月とする。

④指名停止措置理由

安来市物品の売買等入札参加者指名停止当措置要綱
別表第 2 第 7 号

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 7 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品売買契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 月以上 9 月以内